

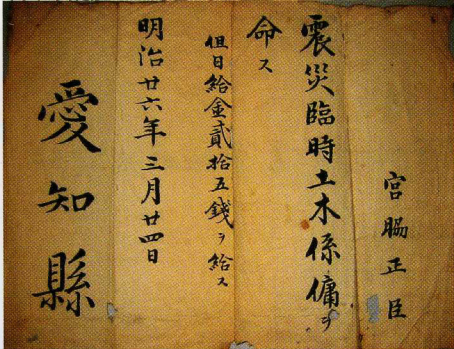
# 愛知県公文書館だより

目次

表紙写真とその解説(企画展から) … 1,2	公文書館と図書館の役割について … 5
新たな局面を迎えた地震防災対策 … 3	寄託資料「大脇家文書」 … 6
公文書館の重労働 … 4	資料の探し方が変わります … 7
古文書解読講座 … 4	レファレンスコーナー … 8
2005年日本国際博覧会 … 5	利用案内・編集後記 … 8



所蔵者の意向により  
画像の掲載ができません





## 企画展から

## 明日に備えて

—史料に見る愛知の地震—

本館では、公文書館制度の普及と所蔵資料の利用促進を図るため、常設展のほか、毎年企画展を開催しています。今年も、この地域では東海地震や東南海地震への備えがますます重要となってきたことから、愛知県に關わりのあった江戸時代以降の震災時の状況を、公文書や古文書、刊行物、絵図、写真などで見ていただくことになりました。

## 愛知県庁文書

一ページ（表紙）の写真『決議留』（明治二十四年）は、国文学研究資料館史料館（東京都品川区）所蔵の愛知県庁文書です。

昭和十三年の愛知県庁舎新築移転を契機に、明治維新後の多数の公文書が廃棄されることになり、その多くが尾張徳川黎明会（現・財団法人徳川黎明会）に下付されました。その後、研究調査資料として価値の低いものについて県庁の承認の下に廃棄され、残りが第二次世界大戦末期には伊那・木曾地方に疎開するなどして保存されてきま

したが、戦後は、名古屋の旧蓬左文庫倉庫と東京の徳川林政史研究所の二か所に分散保存されてきました。昭和二十四年に、この旧蓬左文庫保存分が黎明会から文部省史料館（現・国文学研究資料館史料館）に譲渡され、「愛知県庁文書」として整理・保存されて現在に至っています。また、このほかに水産関係の愛知県庁文書が独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所に所蔵されています。

県内には、こうした経緯から明治期公文書の原本はほとんど残っていませんが、本館ではこれら他機関所蔵県庁文書をマイクロフィルムに撮影し、複製を作成しています。

明治二十四年十月二十八日午前六時二十八分頃、岐阜県揖斐川上流域を震源地とする濃尾地震が起きました。マグニチュード八・〇とわが国最大の内陸地震で、根尾谷に大断層を生じました。北は仙台まで揺れが感じられたほどで、岐阜県・愛知県を中心に、全壊家屋十四万以上、半壊八万以上、死者七千二百七十三人、山崩れ一万以上の大きな被害をもたらしました。

この震災にあたり、政府は直ちに勅令により臨時救済費を下付。愛知県への額は七十五万円でした。『決議留』に綴られている写真の書類「臨時歳出金決算上之件伺」は、この下付金について、（普通国庫支弁金と異なり）長官名

の領収書を発行して決算整理すること、また地方経済のために銀行に命じて出納することを、県内務部で確認した文書です。

## 明治期新聞マイクロフィルム

この下付金に関しては、地元の新聞『金城新報』が、明治二十四年十一月十三日付けで、「国庫支出金の割合に就て」として岐阜県へは倍の百五十万円が下付されることを伝え、さらに十四日・十五日付けの二回にわたって「縣知事の方針は如何」と題する関連記事を載せ、租税の減免など県民の負担を軽くするよう求めています。

なお、一ページの背景に掲げた図は、『東京日日新聞』同年十一月七日付け紙面に掲載された「枇杷島鉄道線路破壊の図」です。西春日井郡西枇杷島町付近は、県内で最も被害の甚だしかったところ。濃尾地震の新聞記事については、『新愛知』でも見ることができ（同年十月二十九日付け号外など）。

本館では、これら明治期の新聞をマイクロフィルムで所蔵しています。ほかに、この地方で初めての新聞『名古屋新聞』（明治四年十一月分を所蔵。中日新聞の前身である『名古屋新聞』とは別）や『愛知新聞』（第二大学区新聞）などがあります。

## 企画展 明日に備えて

## —史料に見る愛知の地震—

期間 平成15年10月1日（水）

～11月28日（金）

土曜日・日曜日・国民の祝日は休館

時間 午前9時～午後5時

場所 愛知県公文書館展示室 入場無料

## 宮脇家文書

宮脇家文書は、平成八年度に寄贈された名古屋市内の神職家の文書で、神社関係書類のほか、愛知県の辞令などを中心に五十三点あります。

濃尾地震の復旧工事は一年半以上経った明治二十六年になっても続きません。一ページ左下の写真は、宮脇氏が震災臨時土木係として雇用された際の辞令（明治二十六年三月二十四日付け）で、解任の辞令（同十月三日付け）もあります。前述の「愛知県庁文書」の中にある『進退録』（明治二十六年）には、これらの辞令に対応する公文書に同氏の名前が見られます。



# 新たな局面を迎えた地震防災対策

## 愛知県防災局防災課

本県では、昭和54年の地震防災対策強化地域の指定や平成7年の阪神・淡路大震災を契機として、防災ヘリコプターの導入や耐震通信基地局の設置など様々な地震防災対策に取り組んできました。

### 災害情報センター

大地震が起きたとき、被害状況などの情報を共有化し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。



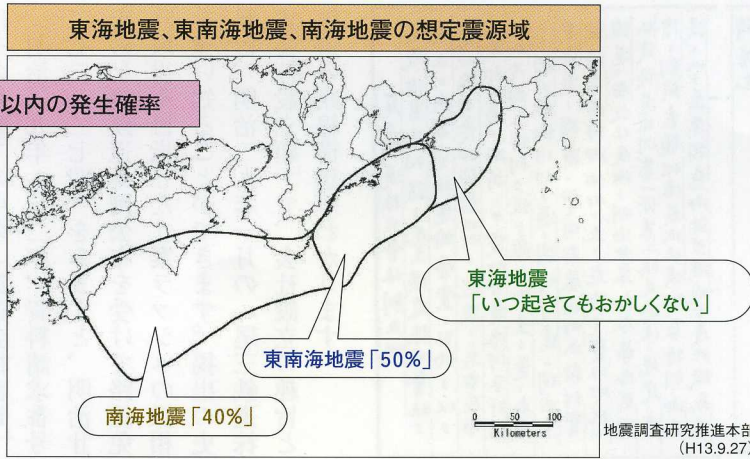
そうした中で、東海地震の想定震源域が愛知県寄りに見直され、平成14年4月に強化地域が従来の新城市一市から県内の約3分の2にあたる58市町村に拡大して指定されました。(現在は市町村合併により57市町村)

また、想定震源域が本県に最も近い東南海地震については、平成13年9月に今後30年以内の発生確率は50%程度と公表され、平成14年7月には「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、現在、同法律に基づく推進地域が新たに指定されようとしています。

こうした動きを踏まえて、本県では地震防災対策を県政の最重要課題と位置付け、平成13年12月に知事を会長とする「地震対策会議」を設置し、全庁を挙げて地震対策に取り組むこととしました。

昨年10月には、警戒宣言時の対応計画を含む県地域防災計画の全面改定を行うとともに、11月には本県が今後5年間に取り組むべき地震防災対策を総合的にとりまとめた行動計画「あいち地震対策アクションプラン」を策定しました。

アクションプランでは、「防災協働社会の形成」、「防災型まちづくりの推進」、「災害対策活動への備え」という3つの目標に向かって、200以上の具体的な施策を掲げ、可能な限り数値目標を設定し、地震防災対策を計画的かつ効果的に推進することとしています。



(仮称)の制定や地域における防災リーダーの養成を行う防災カレッジの開設、県有施設や県立学校などの耐震改修の促進、緊急輸送道路や水道施設の耐震化などを重点的に実施するとともに、民間木造住宅の無料耐震診断制度や耐震改修に対する補助制度の創設、大都市が強化地域に含まれたことに伴う帰宅困難者対策などがあります。

現在は、東海地震対策の見直しを反映した「強化計画」の修正や、東南海・南海地震に対する「推進計画」の策定など防災対策の基本的な枠組みづくり

に重点的に取り組んでいます。今後とも、県民が「安心」して「元氣」に暮らせる愛知づくりに取り組んでいきます。



あいち地震対策アクションプラン (愛知県公文書館所蔵)  
一館内で御自由に閲覧していただけます



公文書館の重労働

軽減される日はやってくるのか…

公文書館へは毎年新たに数千冊もの文書がやってきます。これだけ膨大な資料を運び込み、書庫へ並べるのには、相当な肉体労働を要します。当館では毎年数回に分け、職員総出でこれらの作業に取り組んでいます。移動の際は、段ボール箱に詰め、台車に数箱積んで運ぶわけですが、一箱だけでも相当な重さなので台車を押すのも一苦勞です。

段ボール詰めされた文書はすべて、書庫に入れる前に防虫防カビのための「くん蒸」を行うので、段ボールごと業者へ出します。戻ってきた文書は自治センターの地下の部屋に一ヶ月間程度置いた後、8階の整理室へ運ばれま



ダンボール詰めされた配架前の文書

す。

そしていよいよ段ボールから一冊ずつ取り出し、あらかじめ作成しておいた目録の順番どおりカートへ並べ、8階書庫に配架します。カートには、多くても30冊程度しか積めないのです。書庫と整理室の間を何往復もしなければなりません。段ボール箱から文書を取り出し目録順に並べる人、カートで往復する人、書庫で簿冊を並べる人、職員全員汗だくになって作業を行います。

資料が県民の皆様にご利用していただくまでには、目録や件名目次の作成など細かい作業のほかにも、このような大変な作業があるのです。

さて、愛知県庁では事務の合理化を図るため、平成一六年から総合文書管理システムが稼働します。これにより、いずれすべての文書が電子化され、公文書館への移管はすべてパソコン上で行えるようになります。しかし、電子資料のまま保存した場合、閲覧には必ずパソコン及び専用のソフトが必要となります。果たして未来永劫にこれらの製品が普及し、電子文書を見ることのできるでしょうか。

電子媒体での保存は、作業を楽にし、事務の合理化にも繋がります。しかし、歴史的資料として長い年月文書を保存していくには、どのような形が最適なのか、今後の重要な課題となっています。

古文書解読講座

—愛知県庁文書に豊田線の萌芽をみる—

現在、国文学研究資料館史料館に所蔵されている愛知県庁文書（本館所蔵はその複製）の中の「鉄道会社書類」（明治二九年〜三二年、資料請求番号二七〇〜二七四）をみますと、明治廿年の私設鉄道条例公布を受けて路線免許取得を目指した立案ラッシュの様相を窺い知ることが出来ます。掲出の史料は、明治二九年一月の「尾三鉄道株式会社設立願」で、会社設立の趣旨と鉄道の路線構想がわかります。

所蔵者の意向により  
画像の掲載ができません

〔読み下し文〕

尾三鉄道株式会社創立願  
今般拙者共相謀り尾三鉄道株式会社ヲ設立シ旅客貨物運輸營業ノ目的ヲ以テ愛知県下愛知郡熱田町ヲ起点トシ名古屋市ノ東部ヲ過ギ右折シテ愛知郡広路村平針村西加茂郡三好村ヲ經テ拳母町ニ至リ更ニ右折シテ額田郡細川村ヲ過ギ岡崎町ニ達シ同所ヨリ東海道ノ国道ニ沿イ同郡藤川町本宿村宝飯郡赤坂町御油町ニ至リ左折シテ豊川町ニ終ル鉄道ヲ敷設仕リタク依テ明治廿年勅令第十二号私設鉄道条例第一條第二條及ビ商法ノ規定ニ準拠シ別紙書類相添ヘ具状仕リ候何卒特別ノ御詮議ヲ以テ至急御意御認可成シ下サレタク此ノ段請願奉リ候也  
明治廿九年一月 日

尾三鉄道株式会社發起人

愛知県愛知郡鳴尾村拾六番戸

平民 農業

永井 松右衛門（印）

ほか七十名連名（略）

本案は、仮免許取得をしたものの不況のために資金調達（株式募集）がままならず、失効してしまいました。

しかし、立案発起時の路線を詳細に見てみますと、前半部の拳母（豊田市）までは、後世、名古屋市営地下鉄と名鉄との相互乗り入れの形で開通をみた「豊田線」（昭和五四年）に活かされていることがわかります。また、後半部の岡崎以降豊川までについては、愛知鉄道（名鉄の前身）によって実現されています。

一点の古文書解読を通して、歴史をひもとく楽しさを味わうことができます。お試しになつては如何でしょうか。



2005年

日本国際博覧会

二〇〇五年に愛知万博（愛・地球博）が愛知県で開催されます。では、今までに愛知県で開催された博覧会には、どのようなものがあったのでしょうか。

明治四年に名古屋門前町の総見寺で五日間にわたり開催された「博覧小会」が県下最初の博覧会といつてよいでしょう。その後、明治七年には、名古屋古渡町の東本願寺別院で、一ヶ月の予定で「名古屋博覧会」が開催されました。これは、大変盛況であったので、会期を10日間延長し、会場も拡張したという記録が残されています（徳川林政史研究所蔵・複製本を当館で所蔵『官省寮司進達留』による）。

当館では、この他にも愛知県で開催された博覧会や共進会に関するさまざまな資料を所蔵しています。「愛知万博」へ行く前にこのような歴史資料のなかから、過去の博覧会などを覗いてみるのもいいかもしれません。



名古屋汎太平洋和博覧会（昭和二年）記念ハガキ



（上下とも当館所蔵）

愛知万博（愛・地球博）の概要

すばらしい自然のしくみ「自然の叡智」に学び、新しい文化・文明のあり方と、21世紀社会のモデルを、世界各国の人々との交流を通じて実現する、21世紀最初の国際博覧会です。

正式名称：2005年日本国際博覧会      テーマ：自然の叡智  
開催期間：2005年3月25日～9月25日  
開催場所：名古屋東部丘陵（長久手町・豊田市、瀬戸市）



入場料金	当日券	前売第1期（約20%OFF）	前売第2期（約15%OFF）	前売第3期（約10%OFF）
		H15.9.25～H16.3.31	H16.4.1～H16.9.30	H16.10.1～H17.3.24
大人（18歳～65歳未満）	4600円	3700円	3900円	4100円
中人（12歳～18歳未満）	2500円	2000円	2100円	2300円
小人（4歳～12歳未満）	1500円	1200円	1300円	1400円
シニア（65歳～）	3700円	3000円	3100円	3300円

公文書館と図書館の役割について

本来、公文書館と図書館では取扱う資料が違っている。端的に言えば公文書館が扱う資料は他に代わるものがない、この世に一点しかない貴重な記録資料であり、図書館は図書、雑誌など主に出版物の形態をとっている第二次資料である。しかしながら、地方公共団体、特に県のレベルでは、公文書館と図書館の両方存在するところが数多くある。その様な地域では公文書館と図書館の扱う資料が重複または、どちらかと言えば公文書館が保存した方が適しているのでは、と、思われる資料がある。これ等のことが生じた一つの要因としては、昭和二五年に、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理保存して一般公衆の利用に供することを目的とする」という要旨の「図書館法」が、一方、昭和六三年に、「公文書は貴重な歴史資料であり、文化遺産なので、公文書の保存と利用は、国および地方公共団体の責務である」とした主旨の「公文書館法」が制定された。この二つの法律の制定時期には約四〇年の開きがある。それに伴って、公文書館と図書館の設立された時期も大体同じ程度の差ができていく。その意味から言えば図書館の方が先輩格である。そうしたことから前述した様に公文書館が管理した方がふさわしいと思われる地域資料なども、既にその地域の図書館の郷土資料室などに、体系的に収集さ

れている場合がある。これは、以上のような歴史的経緯があるので止むを得ない面もあるが、出来得れば将来的に公文書は勿論、私文書や古文書など、ものによつては公文書館への移管を検討しても良いと思う。

また、市町村レベルでも、図書館と歴史資料館と言った二つの施設が共存している地域もあると思うが、この様な関係も設立時期が異なることから同様なことが言えると思う。現在、市町村の再編が進みつつある中で、統廃合が決定した市町村では、この機会を捉えて整備していくのも、一つの方法ではないかと思う。唯、情報化時代の今、公文書館が保存していても、図書館などが保管していても、あまり差し支えない二次的資料については、地域内の類縁機関同士が情報交換を密にし、利用者により利便な資料管理システムを構築すれば、それはそのまま、で良い様な気もする。

今後の公文書館は、電子化および情報化が、一層推進される中で、新しい文書管理を如何にしたら良いか、模索が続くと思う。

他方、図書館の機能としては、国立国会図書館、大学図書館、専門図書館などは保存機能が重要視される。それは取りも直さず、「図書館法」の文化の保存、継承と言うことにつながるからである。更に、市町村の公共図書館では、人間の「知りたい」、「見たい」、「読みたい」と言う、知識欲を満たす為に貸し出しサービスに力点が置かれる。



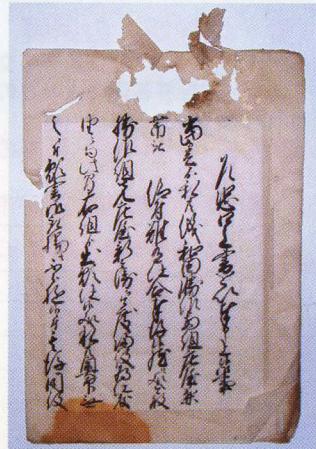
寄託資料「大脇家文書」

第七号に引き続き、「大脇家文書」について紹介します。これは、平成一四年度に当館へ寄託していただいた古文書で、合計二〇〇三点にものぼる貴重な史料群です。

尾張国丹羽郡和田勝佐村(現江南市)は、中世後期の村切りで一村になった。元々は和田村、勝佐村であった。こうした例としては丹羽郡柚木風村(一宮市)や加納馬場村(一宮市)などがある。反対に分割された例としては、上奈良村、中奈良村(江南市)、下奈良村(一宮市)などがある。

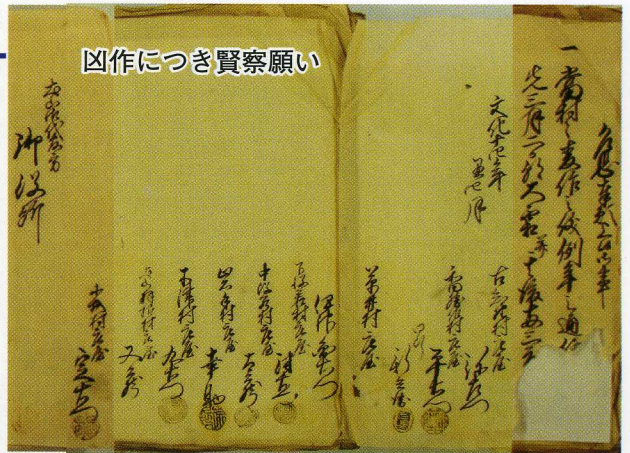
和田勝佐村について『尾張徇行記』には、「此村落八元ヨリ二村并テ和田勝佐ト唱ヘリ、和田ハ親村ニテ村ノ中央ニアリ、勝佐ハ村ヨリ南ノ方高屋村界ニアリ」とある。村政も二分され、和田は和田組と称し、庄屋・組頭がいた。勝佐組も同様である。そうした村政を伺える資料を「大脇家文書」より二点紹介しよう。大脇家は享和二年より和田勝佐村庄屋を勤めている。

文化七年(一八一〇)勝佐組が内紛のため庄屋を選出できず、和田組庄屋が勝佐村庄屋を兼帯するよう小牧代官より命じられた。慌てた勝佐組は先庄屋新兵衛を帰役したいと願い出た。ところが、和田組庄屋がその願書に奥印しなかったため、その理由を小牧代官小山七郎兵衛から尋ねられた。その返答書が一点目である。(二段目写真)



乍恐口上書を以奉申上候御事  
当春より私共儀和田勝佐両組庄屋兼帯被仰付、雖有仕合奉存候、然ル処今般勝佐組先庄屋新兵衛ヲ今度帰役為仕度由ニ而、此間右組より出願仕候処、私共奥印無之ニ付、願書御取揚も不被遊、其後同役  
(午(文化七)年 小山七郎兵衛宛) (以下略)

なぜ奥印をしないかとの小牧代官の問いに、兼帯庄屋に任命されても、勝佐組の村役人達の非協力ぶりや、帳面等も渡さないことなど、それぞれの組が独立している様子が報告されている。



乍恐奉願上候御事  
一当村之麦作之儀例年之通□□□(破損)  
先三月二日朝大霜并其後西三度□□□(破損)  
文化十四年 (中略)  
古知野村庄屋 弥左衛門  
和田勝佐村庄屋 平右衛門  
同断 新兵衛  
草井村庄屋 伊神右衛門  
下般若村庄屋 津右衛門  
中般若村庄屋 太蔵  
若手村庄屋 幸助  
木津村庄屋 九右衛門  
犬山羽根村庄屋 又蔵  
小松村庄屋 定右衛門  
犬山代官方 御役所

二点目は、文化一四年の凶作につき賢察願いである。(三段目写真) 和田勝佐村は犬山成瀬給知である。般若用水沿いの成瀬給知九カ村が共同して、年貢の引き下げを成瀬氏へ願い出た。他の八カ村は総て惣庄屋一名の署名であるが、和田勝佐村だけ二名である。平右衛門は和田組庄屋、新兵衛は勝佐組庄屋である。若手村は木曾川の侵食によって、現在は存在しない。

「大脇家文書」の犬山成瀬氏や小牧代官所宛の文書も、多くが二名連記である。村切りで二村が一村とされて、外的には一村であっても実質は二村であったのである。  
(県史近世史部会 特別調査委員 杉本 精宏)

これらの史料は、すべて当館にて閲覧していただけます。大変貴重な史料であり、原本は中性紙の段ボール箱や封筒に入れ、湿度等管理された書庫内で、大切に保管されています。ただし、大変古い史料であり、劣化の激しいものもございますので、閲覧の際、複製本のあるものについては、複製本にて閲覧していただくようお願いいたします。



# 資料の探し方が変わります

資料検索が早く簡単に！

検索システム導入準備中！

これまで、本館所蔵資料はカード式目録及び冊子式目録により検索していたいていました。

しかし、それでは資料検索に時間がかかりましたし、「○○関係の資料を探そう！」と思っても、資料名や作成年度などがない場合、目的の資料になかなかたどり着けません。

現在本館では、利用者の方が迅速・簡易に資料を検索できるように、所蔵資料の目録及び件名目次のデータベースを構築し、所蔵資料検索システム導入の準備を進めています。

ここでは、検索方法を中心に御紹介します。

※件名目次：資料に含まれるひとまとまりごとの文書名などを一覧にしたもの。本館では公文書を中心に作成。

## ◎ 検索方法

### 1 検索条件入力 (画面1)

館内設置の端末を利用します。

公文書、地籍図・地籍帳など資料区分ごと、または同時に検索できます。

一項の結果表示件数を十・二十・三十・四十・五十・百件から選択してください。

検索項目は次のとおりです。

- 簿冊名 (資料名)
- 件名目次
- 作成部課室
- 完結年度

これらの項目を組み合わせた条件での検索もできます。

また、資料名の一部しか分からない場合などでも、検索は可能です。

画面1

**検索画面(全所蔵文書)**

結果表示件数: 20件表示

ソート1: 簿冊名 | ソート2: 件名目次

簿冊名(資料名): 含む | 市町村合併 | AND OR

件名目次: 含む | AND OR

作成部課室: 含む

完結年度: 年 | 年 | 年度 AND OR

\*完結年度入力例: 和暦 [平成 15] 年度 | 西暦 [空白] 2003 年度

検索実行 クリア

### 2 検索結果一覧 (画面2)

該当件数が選択件数以上のときは、次項以降も御覧ください。

一覧画面に御覧になりたい資料があれば、タイトルをクリックしてください。詳細画面が表示されます。

画面2

**検索結果一覧(公文書目録)**

該当件数: 2件 (1件目～2件目を表示)

申込	請求番号	索引番号	簿冊名(資料名)	件名	作成部課室	利用制限	完結年度	利用回数	開架番号
<input checked="" type="checkbox"/>	3181-22028		そこに住む人がまちをつくる... 考えてみよう! 市町村合併一		愛知県市町村合併推進委員会		2002		
<input checked="" type="checkbox"/>	3181-19848		愛知県市町村合併推進要綱				平成14		

相見表作成画面 | 検索画面に戻る

公文書等の開架は、同時に10冊(4)までとなります。一度に10冊以上開架

公文書目録詳細情報

請求番号: 318.1-22028

簿冊名: そこに住む人がまちをつくる... 考えてみよう! 市町村合併一

作成部課室: 愛知県市町村合併推進委員会

完結年度: 2002

利用制限: 2

マウスの活用番号

開架ID番号

資料群名

完結年度(和暦): 平成14

資料区分: 刊行物等

件名一覧表示 | 画面を開く

また、詳細画面から件名目次を表示することもできます (件名目次が表示されない資料もあります)。

### 3 閲覧表の出力 (画面3)

御覧になりたい資料の申請チェックボックスをチェックし、閲覧表作成画面ボタンをクリックすると閲覧表が画面に表示されます。

印刷ボタンをクリックすると閲覧表

が館内設置のプリンターから出力されますので、閲覧年月日、氏名、住所、目的を記入し、受付カウンターにお持ちください。書庫からお出しするか、開架書架を御案内します。

画面3

**閲覧表**

年月日

氏名			
住所			
目的			
公文書等の記号	公文書等の名称	利用制限	貸出
3181-19848	愛知県市町村合併推進要綱	平成12年12月	無
3181-22028	そこに住む人がまちをつくる... 考えてみよう! 市町村合併一		無

### 4 インターネット検索

この検索システムをインターネットでも御利用いただけるよう準備しています。

利用方法は館内設置端末と同じです。御自宅や会社などで、プリントアウトした閲覧表も御利用いただけます。

なお、今回掲載した画面は準備段階のものであり、導入にあたっては細部を変更する場合があります。

◎現在のところ、検索システムの稼働時期は未定ですが、できる限り早く御提供したいと考えています。本導入の際には、本館ホームページなどで御案内します。



レファレンスコーナー

Q 公文書館で所蔵されている愛知県カラー航空写真について、こういった種類のものがあるでしょうか。また写真の複写は自由に行うことができますのでしょうか。

A 当館に所蔵されている愛知県カラー航空写真は表のとおりです。

このうち昭和四八年度撮影と昭和五〇～五二年度撮影については、愛知県全体をほぼ網羅しております（昭和五七・五八年度撮影については三河山間部が未収録）。検索コーナーにありますカラー航空写真索引図により閲覧したい箇所を所定の用紙に記入した上で受付にお渡しください。

複写については、昭和四八年度撮影のものについては自由に複写することができます（希望者には所定の手続きを経た上で有料にて写真のフィルムの複製もできます）。但し、昭和五〇～五二年度と昭和五七・五八年度撮影のものについては撮影官庁が国土地理院のため著作権の制限により地図一枚につき半分以下しか複写することができません。

種類	撮影官庁	表紙の色	複写
昭和48年度撮影	愛知県	青	複写自由
昭和50～52年度撮影	国土地理院	水色	複写制限 (地図1枚につき半分以下)
昭和57・58年度撮影		赤	

※表

利用案内

交通機関

地下鉄名城線「市役所」下車 5番出口  
市バス「市役所」下車  
名鉄バス「県庁前」下車  
JR東海バス「県庁前」下車

開館時間

午前9時～午後5時

休館日

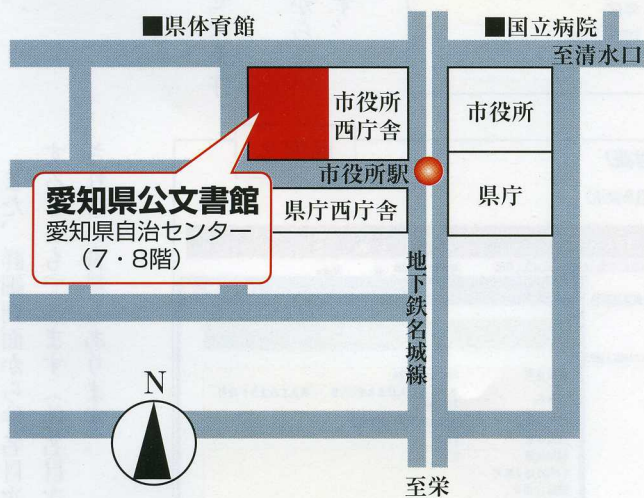
土曜日・日曜日・整理期間(春季10日以内)  
国民の祝日・年末年始(12月28日～1月4日)

利用方法

- 資料の閲覧は無料です。
- 閲覧をする場合は、備え付けの「閲覧票」に所定の事項を記入のうえ、受付に提出して下さい。
- 所蔵資料の複写にも応じています。(有料)  
※一部複写できないものがあります。
- 館外貸出しは行っていません。

展示

展示室では常設展や毎年テーマを定めた企画展を開催し、所蔵資料等の展示を行っています。



ホームページアドレス <http://www.pref.aichi.jp/kobunshokan/>



Kobunshokan@pref.aichi.lg.jp

電話 〇五二(九五四)六〇二五  
〇五二(九五四)六九〇二

愛知県自治センター内

名古屋市中区三の丸二一三二一

千四六〇一〇〇〇一

編集発行 愛知県公文書館

平成一五年一月一日

愛知県公文書館だより 第八号

愛知県公文書館だより 第八号

今、公文書館をとりまく環境が大きく変わろうとしています。前々号では「IT革命」、前号では「電子文書」を取り上げましたが、これらはまだイメージ段階のものでしかありませんでした。しかし、本号で紹介した資料検索システムは、IT化への実質的なまさに第一歩となるものです。今後も、県民の皆様が利用しやすい公文書館を目指します。



愛知県公文書館だより第八号をお届けします。本号は、最近特に関心が高まっている「地震」を取り上げました。過去の資料から学ぶべきことは多く、将来に向けての対策に活かしていきたいものです。